

N o . 4 駅周辺まちづくり協議会設置要綱

令和 7 年 4 月 2 2 日

訓令（乙）第 7 3 号

（設置）

第 1 条 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸を見据え、新たに設置される予定である（仮称）N o . 4 駅の周辺のまちづくりについて検討するため、N o . 4 駅周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 土地利用の在り方に関すること。
- (2) 道路・交通ネットワーク及び景観形成に関すること。
- (3) その他（仮称）N o . 4 駅の周辺のまちづくりに関し必要と認めること。

（組織）

第 3 条 協議会は、次に掲げるところにより市長が任命し、又は委嘱する委員 1 1 人以内をもって組織する。

- (1) 都市整備部都市計画課長の職にある者
- (2) 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 5 条に規定する武蔵村山市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市民」という。）のうち武蔵村山市立地適正化計画に定める（仮称）N o . 4 駅周辺の都市機能誘導区域内（以下「区域内」という。）に住所を有する者、区域内で事業を営む者又は区域内の土地若しくは建物の所有権を有する者であって、公募等によるもの 4 人以内
- (3) 市民、武蔵村山市内（以下「市内」という。）で事業を営む者又は市内の土地若しくは建物の所有権を有する者（前号に掲げる者を除く。）であって、公募等によるもの 4 人以内
- (4) 商業、工業、観光、福祉等に関連する市内団体の推薦を受けた者 5 人以内

2 前項第 2 号及び第 3 号の公募等の方法については、別に定める。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による報告の終了をもって満了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は第3条第1項第1号に掲げる委員を、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。